

(解雇)

第7条 TAとして雇用された学生が、研究科委員会及び大学院委員会によって、その適格性を欠くと判断された場合、当該学生を解雇することができる。

(報告の義務)

第8条 TAを活用した担当教員は、年間の活用状況を、年度末に研究科委員会及び大学院委員会に報告しなければならない。

(守秘義務)

第9条 TAは、職務上知り得た秘密を漏えいしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(職歴の取扱い)

第10条 TAとして雇用されていた期間は、本学の諸規程において教育歴としては扱わない。

(研修)

第11条 TAは、TAの役割や基本的な心構え、業務内容を理解するため本学が実施する研修を受講するものとする。

(事務)

第12条 この規程に関する事務は、学務部教務課において処理する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て学長が行い、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成7年(1995年)4月1日から施行する。

附 則(平成11年4月1日)

この規程は、平成11(1999)年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日)

この規程は、平成19(2007)年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日)

この規程は、平成23(2011)年4月1日から施行する。

附 則(平成29年10月12日改正第132号)

この規程は、平成29(2017)年10月12日から施行する。

附 則(平成29年12月26日改正第188号)

この規程は、平成29(2017)年12月26日から施行する。

附 則(令和5年12月20日改正第218号)

この規程は、2023年12月20日から施行し、2023年4月1日から適用する。

東北学院大学研究スタッフに関する規程

平成20年4月1日制定第5号

改正 平成29年12月26日改正第193号

平成31年1月30日改正第7号

令和6年1月24日改正第7号

(目的)

第1条 この規程は、東北学院大学(以下「本学」という。)が行う研究プロジェクト等に、優秀な本学大学院博士課程後期課程修了者、博士課程後期課程在学者等を研究スタッフとして参加させ、本学における学術研究活動に対する支援体制を一層充実させることを目的とする。

(研究プロジェクト等の適用範囲)

第1条の2 この規程は、科学研究費補助金による研究、学外諸機関との共同研究及び外部から委託された受託研究、その他本学が認めた研究プロジェクト等に適用する。

2 前項における研究プロジェクト等には、本学全体が行うもののほか、研究科、学部、研究所等の

教育研究部局及び専任教員が単独で又は共同で行うものをも含むものとする。

(研究スタッフの種類)

第2条 研究スタッフは、ポスト・ドクター（以下「PD」という。）、リサーチ・アシスタント（以下「RA」という。）及び研究技術員とする。

2 PDとなることができる者は、博士課程後期課程を修了して博士の学位を取得した者又は博士の学位を取得した者に相当する能力を有する者とする。

3 RAとなることができる者は、本学大学院博士課程後期課程に在籍する者とする。

4 研究技術員となることができる者は、本学の研究プロジェクト等の研究支援のため、大型機械、特殊機器等の操作等に関わる特殊技術又は熟練した技術を必要とする業務に従事する者とする。

(研究スタッフの職務)

第3条 PDは、本学が認めた研究プロジェクト等を遂行する業務に従事する。

2 RAは、研究プロジェクト等を行う部局の長の指示に従って、研究プロジェクト等の遂行に必要な補助業務を行う。

3 研究技術員は、研究プロジェクト等を行う部局の長の指示に従って、研究プロジェクト等の遂行に必要な補助業務を行う。

(採用手続)

第4条 研究スタッフの採用を希望する部局の長は、研究プロジェクト等の内容、採用目的等の必要事項を記載した書類等を添付して、学長に申請する。

2 学長は、大学院委員会の議を経て、RAの採用の可否を決定する。

3 学長は、部長会での意見交換及び大学院委員会の議を経て、PD及び研究技術員の採用の可否を決定し、理事会の承認を得る。

4 RAを採用する場合、学長への申請に先立って、当該大学院学生の所属する研究科の研究科委員会の承認を得ていなければならない。

5 本学専任教員が研究スタッフの採用を希望する場合、当該教員は、研究プロジェクト等の内容、採用目的等の必要事項を記載した書類等を添付し、所属する部局の長を通して、学長に採用の申請を行う。

6 本学全体が行う研究プロジェクトの遂行に必要な補助業務を行う研究スタッフの採用の場合、第1項に定める「部局の長」は、大学院委員会副委員長とする。

7 研究スタッフの採用に必要な事務手続及び提出書類等については、別に定める。

(雇用期間、勤務時間等)

第5条 研究スタッフは、本学との間に、非常勤職員としての雇用契約を締結しなければならない。

2 研究スタッフの雇用期間は1年以内とし、5年を限度として更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、科学研究費等の補助金を得て行う研究プロジェクトの実施のために雇用される研究スタッフの場合、当該研究プロジェクトの継続期間を限度とする。

4 RAの勤務時間は、大学院学生としての研究に支障がないよう、週20時間程度を限度とする。

(給与等)

第6条 研究スタッフが本学の資金による研究プロジェクト等の研究補助業務に従事する場合、その給与等は本学から支弁されるものとする。

2 研究スタッフが科学研究費等の補助金による研究プロジェクト等の研究補助業務に従事する場合、その給与等は、当該研究プロジェクトに対して交付される補助金をもって支弁されなければならない。

3 研究スタッフに対して支払われる給与等の費目、金額、支払方法、社会保険等についての詳細は、別に定める。

(施設及び設備の利用)

第7条 PD及び研究技術員は、必要に応じて、非常勤講師と同様に本学の施設及び設備を利用することができる。

(知的財産権)

第8条 研究スタッフが参加して行った研究により生じた知的財産権については、別に定める知的財

産権の取扱いに関する諸規程に従わなければならない。

(並存する規程の許容)

第9条 本学の各部局が科学研究費補助金等の外部から得た補助金によって行う大規模な共同研究プロジェクト等の研究補助業務に従事する研究スタッフの採用手続、処遇等については、大学院委員会及び理事会の承認を得て、当面の間、それぞれの研究プロジェクトごとに定めることができる。

2 本学大学院各研究科が本学の資金によって行う研究プロジェクトを遂行するための補助業務に従事するPDについては、当面の間、東北学院大学リサーチ・アシスタントに関する規程の中の「リサーチ・アシスタント」を、この規程が定めるPDに読み替えただうえで、同規程を準用することができる。ただし、同規程第3条が定める事項については、この規程の定めるところによるものとする。
(身分の喪失)

第10条 研究スタッフが以下の各号に該当する場合、学長は、当該部局長との協議を経て、雇用契約を解除することができる。

(1) 勤務状態が不良であって、研究プロジェクトを実施する部局の長が改善勧告を行った後も、改善の見込みが低いと判断されたとき。

(2) 研究プロジェクトを実施する部局の長の指導及び指示に従わなかったとき。

(3) 疾病等のために業務に適さないと認められたとき。

(4) 研究スタッフが退職を申し出たとき。

2 前項に基づいてPD又は研究技術員との雇用契約を解除したとき、学長は、速やかに理事長に報告し、承認を得なければならない。

(証明書の発行)

第11条 研究スタッフには、身分証及び採用又は受入履歴に関する証明書を発行することができる。

2 前項に定める証明書に記載する呼称は、第2条に掲げる当該研究スタッフの名称に「東北学院大学」を付したものとする。ただし、必要に応じて、当該研究プロジェクト等、研究プロジェクト等を実施する部局の名称を括弧書きで付することができる。

(細則等)

第12条 研究スタッフの職務、採用等、制度の運用に必要な事項のうち、この規程に定めのないものについては、細則等を別に定めるものとする。

(事務)

第13条 この規程に関する事務は、学務部教務課において処理する。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て学長が行い、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成20(2008)年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月26日改正第193号)

この規程は、平成29(2017)年12月26日から施行する。

附 則(平成31年1月30日改正第7号)

この規程は、2019(平成31)年1月30日から施行する。

附 則(令和6年1月24日改正第7号)

この規程は、2024年1月24日から施行し、2023年4月1日から適用する。